

岐阜県警察署協議会条例

制定 平成13年岐阜県条例第16号
改正 平成15年岐阜県条例第7号
平成15年岐阜県条例第67号
平成17年岐阜県条例第38号
平成17年岐阜県条例第91号

(原文縦書き)

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会(以下「協議会」という。)の設置、その委員の定数、任期その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表の上欄に掲げる警察署に、それぞれ同表の下欄に掲げる名称の協議会を置く。

(委員の定数、任期及び解嘱)

第3条 各協議会の委員の定数は、15人以内において公安委員会が定める。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、いつでも委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則(平成13年3月23日岐阜県条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成15年3月19日岐阜県条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月18日岐阜県条例第67号)

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日岐阜県条例第38号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日岐阜県条例第91号)

この条例中別表岐阜県羽島警察署の項の改正規定は平成18年1月1日から、同表岐阜県岩村警察署の項を削る改正規定は同年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

警 察 署	協 議 会 の 名 称
岐阜県岐阜中警察署	岐阜県岐阜中警察署協議会
岐阜県岐阜南警察署	岐阜県岐阜南警察署協議会
岐阜県岐阜北警察署	岐阜県岐阜北警察署協議会
岐阜県各務原警察署	岐阜県各務原警察署協議会
岐阜県岐阜羽島警察署	岐阜県岐阜羽島警察署協議会
岐阜県海津警察署	岐阜県海津警察署協議会
岐阜県養老警察署	岐阜県養老警察署協議会
岐阜県垂井警察署	岐阜県垂井警察署協議会
岐阜県大垣警察署	岐阜県大垣警察署協議会
岐阜県揖斐警察署	岐阜県揖斐警察署協議会
岐阜県北方警察署	岐阜県北方警察署協議会
岐阜県山県警察署	岐阜県山県警察署協議会
岐阜県郡上警察署	岐阜県郡上警察署協議会
岐阜県関警察署	岐阜県関警察署協議会
岐阜県加茂警察署	岐阜県加茂警察署協議会
岐阜県可児警察署	岐阜県可児警察署協議会
岐阜県多治見警察署	岐阜県多治見警察署協議会
岐阜県中津川警察署	岐阜県中津川警察署協議会
岐阜県恵那警察署	岐阜県恵那警察署協議会
岐阜県下呂警察署	岐阜県下呂警察署協議会
岐阜県高山警察署	岐阜県高山警察署協議会
岐阜県飛騨警察署	岐阜県飛騨警察署協議会